

議会議案第 9 号

農業農村整備事業の予算確保に関する意見書を別紙のとおり提出するものとする。

平成22年 3 月17日

提 出 者

郡山市議会環境経済常任委員会委員長 七 海 喜 久 雄

農業農村整備事業の予算確保に関する意見書

安積疏水土地改良区はこれまで、豊かな地域資源や恵まれた資源環境を活かし、わが国有数の食糧供給基地として、高品質で安全・安心な農産物の生産に努めると共に、常に国の政策に呼応しながら各種事業の推進に取り組んできた。

しかし、本県では基幹的な労働力の6割を65歳以上の農家が担っており、その中でも75歳以上の農家が3割を占めていることや、これまで担い手の確保や農地の集積に大きく貢献してきたほ場整備の進捗についても地域間で大きな差異があることから、このままでは本県農業を担う農家の確保ができなくなることが懸念される。

また、安積疏水管内には、国・県営事業で造成された農業用施設や揚水機場、232キロメートルに及ぶ基幹的な用水路が有り、これらの施設の中には、すでに耐用年数を超えたものもあり、これらを老朽化が進行するままに放置することは、これからの農業を支えるべき農業水利施設の崩壊を招き、福島県農業そのものが成り立たなくなる大きな危険性を孕んでいる。

このような状況を打開するため、安全・安心で安価な農産物を安定的に供給するために必要な生産基盤の整備、国土保全など農業・農村が持つ多目的機能の持続的な発揮及び農村地域での快適な生活環境を確保し定住化を図るための生活環境基盤の整備を進める農業農村整備事業は、安積疏水においては今後とも必要不可欠なものである。

よって、国においては、農業農村整備事業が食料の生産、国土保全及び農村環境の維持に大きく貢献している現状と現下の窮状の点からも、下記事項について実現されるよう強く要望する。

[請願事項]

農業農村整備に係る諸施策について、積極的な展開を図ること。また、そのために必要となる予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月19日